

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年7月までの期間及び昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 63 年 3 月

申立期間の①について、私は、昭和 48 年 6 月ごろに A 市役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦共に国民年金保険料を 47 年 4 月にさかのぼって納付したと記憶していたが、夫の同保険料は同年 4 月から納付されているのに、私の同保険料は同年 4 月からではなく 11 月から納付されていると B 社会保険事務所から聞いたが、納得がいかない。なお、平成 19 年 12 月に、昭和 47 年 11 月から 48 年 6 月までの期間は厚生年金保険期間と二重加入になっているとして、B 社会保険事務所から同期間の国民年金保険料は還付されている。

申立期間の②について、私は、当該月を含む確定申告書を所持しており、昭和 63 年 3 月分のみ国民年金保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、かつ、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

申立期間の①について、申立人は「昭和 48 年 6 月ごろ A 市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿に、同手帳の交付年月日が 48 年 6 月 18 日と記載されていることが確認できることから、申立内容の信憑性は高いものと考えられる。

また、申立期間の①について、国民年金の資格取得日については A 市に住民

票を移動した47年11月5日と記載されているが、本来、申立人の国民年金に加入させるべき時期は、申立人が最初に勤務したC社を退職し、厚生年金保険期間が喪失した47年4月1日からと記載すべきであったと考えられ、行政側の年金記録管理の不備が認められる上、申立人は「A市役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦共に国民年金保険料を47年4月からさかのぼって納付した。」と主張しており、このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿から、夫については47年4月21日に国民年金に再加入となっており、同保険料は47年度分を48年9月11日に過年度納付されていることが確認できる。

申立期間の②について、申立人が所持していた昭和60年から平成元年までの確定申告書により、各年の国民年金保険料額と合致していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

私の国民年金保険料の納付状況をA社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る同保険料が未納となっていることが分かった。申立期間に係る同保険料については、夫が私の分も一緒に納付していたはずであり、夫の記録だけが納付済みとなっており、私の分が未納となっていることには納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和56年分及び57年分に係る所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除のうち、国民年金保険料については、申立人夫婦が申立期間において納付すべき同保険料の合計額と概ね合致していることから、申立人の夫が申立人の分と一緒に申立期間に係る同保険料を納付していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人及び申立人の夫の結婚後における国民年金保険料の納付状況はほとんど同じであることが確認できることから、申立人の申立期間に係る同保険料については夫が申立人の分も一緒に納付していたとする申立内容^{しんびょうせい}は信憑性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から53年12月まで

私は、昭和47年9月にA社に入社し、B旅館及びホテルCの役員として働いた。私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、会社の経理担当者が行っていたはずであり、同じ会社の役員である妻及び義父母は同保険料を納付しているのに、私だけが未納となっていることは納得できないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するマイクロフィルムを調査すると、申立人の国民年金手帳は昭和55年12月に発行されていることから、その時点において申立期間の大部分は国民年金保険料を時効により納付できない期間であり、申立期間において申立人が他の市町村への住所変更を行った形跡も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の毎月の給与から申立人と申立人の妻の二人分の国民年金保険料が控除されていた記憶があると述べているが、前述のマイクロフィルムを調査すると、申立人の昭和54年1月から55年3月までの期間の同保険料は過年度納付であり、また、申立人の妻の47年4月から49年3月までの期間の同保険料も過年度納付となっており、申立人の主張に整合性が見られない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与

していない上、関与していたとする複数の元経理担当者に対して聞き取り調査を行っても、申立人の国民年金の加入状況及び同保険料の納付状況を確認することができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時、私の両親は、商店を営んでおり、集落にあった A 納税組合を通じて国民年金保険料を納付していた。両親は私と長兄の同保険料も一緒に納付していたはずなのに、私の申立期間の同保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私は、申立期間当時は学生で、B 市にあった C 学院に D 市の自宅から 2 年間通学していた。両親は当初申立期間の国民年金保険料を納付していなかったため、納付を催促され、数か月分を後でまとめて納付したので、金額が大きく大変だったと語っていたことを覚えている。

また、私が就職して厚生年金保険に加入した後も両親は私の国民年金保険料を納付し続けたので、後に同保険料が還付になったことを母が語っていたことも覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないほか、申立人の両親及び一緒に納税組合で納付したとする長兄は他界しており、申立期間の同保険料を納付した状況は不明である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間において、申立人は国民年金に未加入となっているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調べたところ、昭和 44 年 9 月 30 日に申立人

に対して国民年金手帳記号番号が払い出された後、45年10月13日に同手帳記号番号は取り下げになっており、社会保険事務所が保管する申立人に係るマイクロフィルムの余白に「取り下げ」の表示が記載されていることから、申立期間は国民年金に加入しなかったものとして取り扱われたと考えられる。

加えて、申立人は「両親は当初申立期間の国民年金保険料を納付していなかったため、納付を催促され、数か月分を後でまとめて納付した。」と主張していることについて、前述のマイクロフィルムでは、申立期間の同保険料は未納となっており、また、厚生年金保険料と重複したため還付になったとする国民年金保険料の還付記録も確認できない。

なお、申立人と同じ日に取り下げとなった者の加入記録を調査したところ、取り下げの理由は「厚生年金保険加入」「手帳記号番号の重複」又は「誤適用」などが考えられ、申立人も学生であったこと又は厚生年金保険に加入していたことにより取り下げになったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から8年3月まで
国民年金保険料の免除申請を市役所で手続をしたのに、平成8年4月から9年9月までの18か月の期間しか免除の記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料の免除を申請していたことを示す申請書等の関連資料は無い。

また、国民年金保険料の免除の申請をするためには、申立期間において国民年金の被保険者でなければできないが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を確認すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は平成8年9月6日に払い出されており、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票及び申立人への聴取結果から、申立人は昭和48年に結婚した後、A市外に転出したことは無いことから、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人に係る国民年金の社会保険庁のオンライン記録とA市が保管する国民年金被保険者名簿の国民年金の納付記録は一致しており、両記録において、国民年金保険料を免除した期間は、平成8年4月から9年9月までの期間の記録であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、昭和59年12月ごろにA社を退職し、妻に私の国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料は妻が私の分と一緒に毎月納めていた。

私の年金記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び同保険料の納付に一切関与していないため、国民年金の加入手続及び同保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の妻は、加入手続の時期の記憶が定かでなく、申立期間の同保険料が未納となっており、ほかにも国民年金の未加入期間がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料については、申立人の分と併せて妻が毎月納付したと申立人は主張しているが、B市が保管している国民年金被保険者名簿及びC社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和61年6月ごろに払い出されたと考えられ、申立期間の同保険料を納付する場合は過年度払いとなることから申立内容との整合性が見られない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により複数の氏名検索を行ってみても、昭和61年6月以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年 3 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 2 月まで
申立期間について、私はA市B町（本社はC県）にあったD社A営業所に勤務し、セールスマンとして働いていた。
D社は大きな会社で、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人はD社A営業所に勤務していたと認められるが、在籍期間については特定できず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているD社（現在のE社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、氏名、生年月日等から申立人が申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと認められる記録は無い上、E社本社で保管している直営店ごとの厚生年金保険加入者の台帳においても、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、E社及び当時の事務担当者の証言から、申立期間当時、D社はセールスマンを見習いとして採用し、見習期間は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられ、申立期間中に厚生年金保険に加入している同僚のうち、職務内容がセールスマンであった者は確認できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から42年4月21日まで
② 昭和42年7月20日から44年8月1日まで

私は、昭和39年秋ごろにA社に入社して45年に同社が倒産するまで継続して勤務した。

平成5年に社会保険事務所に対して年金の裁定請求をした際に、申立期間の①及び②が空白となっていたことに驚き、厚生年金保険料控除が記載された申立期間当時の給与明細書を提示したが、A社では同保険料を納付した事実はないとして厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらえなかった。帰宅後、同明細書は破り捨ててしまった。給与から同保険料が控除されていたのは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、A社に対する調査の結果、「当時の在職書面が無く確認することができない。」との回答があり、申立人の同事業所での勤務の実態は不明である。

加えて、当時の同僚に対して調査をした結果、申立人を知っている同僚は複数名存在するが、申立人のA社における勤務期間及び厚生年金保険の加入の実態に係る有効な回答は得られなかった。

申立期間の②については、前述の原票には、昭和 42 年 7 月 20 日に資格喪失した記録とともに、「証返納年月日」欄には同年 8 月 4 日に健康保険被保険者証を返納したことが記載されていることから、A社が申立人に係る資格喪失届を提出した日と被保険者証を返納した日には、大きな隔たりはないと確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月から27年6月まで
② 昭和27年9月から28年11月まで

A社の本社はB県C町にあり、D工場は食用油の製造工場だった。私は昭和23年9月24日に自動車の運転免許証を取得し、その後に知人の紹介で同社D工場に入社し、主に食用油の運搬業務の仕事をしていたので、申立期間の①及び②について、厚生年金保険の被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間の①及び②について、社会保険事務所が保管しているA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。さらに、当該事業所の本社に係る被保険者名簿を調べても、申立人の氏名は無いことから、本社においても申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の①のうち、昭和24年5月及び6月は、当該事業所の厚生年金保険適用前の期間であり、申立期間の②のうち、28年3月から11月までの期間は、当該事業所が厚生年金保険を全喪（解散）した後の期間である。

なお、当該事業所は昭和28年3月1日に全喪（解散）しているため、聞き取り調査ができない上、申立期間の①及び②の当時、一緒に働いていたと思われる複数の同僚に対して、厚生年金保険の加入状況や勤務状況について聴取

しても、申立人が厚生年金保険に加入していたという明確な証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から同年12月まで
② 昭和24年3月から同年11月まで

申立期間の①については、船主A方B船舶に乗船、^{かつお}鰹一本釣り漁業に従事していた。この間の9月ごろ治療のため、病院に2、3か月通院し、船員保険被保険者証を使用したので、船主が船員保険に加入していなかったとは考えられない。

申立期間の②については、船主C方D船舶(新造船の鋼船)に乗船、^{かつお}鰹一本釣り漁業に従事していた。

厚生年金保険の受給手続のため、昭和59、60年ごろにE海員組合に年金加入期間を調べてもらった。その時に申立期間の①及び②については、船主が船員保険料を納めていないので、受給対象にならないとのことだった。不満ながらも受給し、現在に至ったが、報道によって第三者委員会が設置されたことを知ったので、私の年金記録を審議して結果を出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間の①について、船主A方B船舶が船員保険に適用された期間は昭和23年5月1日から同年8月31日までであることから、これ以外の申立期間の①については、船員保険が適用されていない期間となる。また、船員保険が適用された期間におけるB船舶に係る船員保険被保険者名簿を調べたところ、一緒に乗船して働いていたとする漁労長及び同僚6名の氏名はあるものの、申立人の氏名は無い上、船員保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人が船員保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

申立期間の②について、船主C方D船舶が船員保険に適用された期間は昭和25年1月17日から58年2月4日までであることから、申立期間は船員保険が適用されていない期間となる。また、一緒に乗船して働いていたとする漁労長及び複数の同僚に係る年金加入記録について社会保険庁のオンライン記録を調べても、申立期間の②に船員保険に加入した記録は確認できなかった。

このほか、申立期間の①及び②において、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 2 日から 45 年 12 月 20 日まで

私の厚生年金保険の被保険者期間についてA社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されており厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの説明を受けた。

私は、昭和 45 年 12 月ごろにB社C工場を結婚のため退職した際、同社より祝い金をいただいた記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金については請求も受給もしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 29 日から 38 年 7 月 31 日まで

私の年金加入状況を A 社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、B 市内の C 社で夕方から朝まで勤務し、その給与で自宅建築費を返済した。同僚として D、E、F などがいたと記憶している。

申立期間において、C 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立期間中に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

また、雇用保険の被保険者情報によれば、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者期間は昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 12 月 25 日までとなり、申立期間については雇用保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立事業所に対し、申立人に係る人事記録、賃金台帳など申立人の勤務状況や厚生年金保険等の加入状況を確認できる関連資料等の提出を求めたが、申立事業所にそれらの記録が保存されていないことから、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険等の加入の実態を確認することはできなかった上、申立人の同僚に対して申立内容を照会したところ、申立人が申立事業所に勤務していたことは認めているものの、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける有効な証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 19 日から 36 年 3 月 20 日まで

私は、平成 10 年の満 60 歳を迎える前に A 社会保険事務所から年金受給案内の通知が届いたので同社会保険事務所を訪れた。その際に、初めて申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していることを知った。

その後、そのままにしていたが、平成 19 年度に年金問題が話題になり、改めて B 社会保険事務所に照会したが、脱退手当金が支給されているとの説明だった。

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えもなく、受給もしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 36 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 31 日から昭和 45 年 3 月 21 日まで
私の年金記録について社会保険事務所に照会したところ、A都道府県のB社で働いていた申立期間に係る脱退手当金が昭和 45 年 6 月 24 日に支給されたと記録されていた。

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、脱退手当金の支給日には結婚してC市に在住しており、A都道府県にはいなかったため脱退手当金を受け取っていない。

脱退手当金がA都道府県にいない人間に支給されるわけがなく、どのような方法で、どこで支給されたのか、説明を受けたい。

また、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所が保管している申立人に関する事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 45 年 6 月 24 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 45 年 3 月から 50 年 4 月に国民年金に加入するまでの強制加入の期間について国民年金へ加入しておらず、年金に対して関心が高かったとは思われない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した覚えが無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年に交通事故に遭い、脱退手当金の相談に A 社会保険事務所へ行った。その時、既に申立期間に係る脱退手当金を受取っていると説明を受けたが、受け取った覚えがないので誰が受け取ったのか聞いたところ「男性が取りに来た。」との回答であったので、受け取った者の名前を聞いたが教えてもらえなかった。私は脱退手当金を受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社会保険事務所が保管している申立人に係る「脱退手当金裁定伺」には、申立人が同社会保険事務所で脱退手当金を現金で受領したことを示す受領年月日、申立人の住所及び氏名が記入され、受領印も押されている。

また、A 社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 6 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。